

会議名 第 1 1 回豊島区基本構想審議会

詳細 - 長期計画担当課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 1 1 内線 2 1 8 1 ・ 2

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 附属機関又は 会議体の名称 | 第 11 回豊島区基本構想審議会 | |
| 事務局（担当課） | 長期計画担当課 | |
| 開催日時 | 平成 15 年 12 月 10 日（水）18：30～20：45 | |
| 開催場所 | 豊島区議員協議会室 | |
| 出席者 | 委員 | 森田朗（東京大学教授） 金井利之（東京大学助教授） 渋谷秀樹（立教大学教授） 四阿知子（一般公募） 伊藤榮洪（教師） 高橋明宏（一般公募） 三井菜摘（一般公募） 水島正彦（助役） 今村勝行（収入役） 二ノ宮富枝（教育長） 小林ひろみ（区議会議員） 小林俊史（区議会議員） 本橋弘隆（区議会議員） 中田兵衛（区議会議員） 以上出席者 16 名（敬称略） 欠席者 6 名 |
| | 幹事 | 政策経営部企画課長、同財政課長、同行政管理課長、同広報課長 |
| | その他 | 政策経営部長、総務部長、区民部長、商工担当部長、清掃環境部長、保健福祉部長、池袋保険所長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局次長、政策経営部情報管理課長、区民活動推進課長、区有財産活用担当課長、 |
| 公開の可否 | 公開 傍聴人 0 人 | |
| 非公開・一部公開の 場合は、その理由 | | |
| 会議次第 | 案件 1．開会 2．議事 （1）新基本計画の政策・施策の体系について （2）財政フレームについて （3）その他 | |

1．開会

事務局： 只今より第 11 回豊島区基本構想審議会を開会する。冒頭お詫びを申し上げます。第 11 回基本構想審議会を 11 月 27 日という本会議開会中の無理な日程に予定したため、各委員に大変な迷惑をおかけしたことをお詫びしたい。また、事前配布した資料にも一部不手際があったことについてもお詫びを申し

上げる。本日は、恒吉委員、粕谷委員、木下委員は欠席との連絡をいただいている。また、水島委員は、公務の都合により若干遅れる。それでは森田会長、よろしく申し上げます。

2. 議事

- (1) 新基本計画の政策・施策の体系について
- (2) 財政フレームについて
- (3) その他

森田会長： 本日は多忙のところ出席いただき、ありがとうございます。全体審議会は7月以来の開催であるが、この間、渋谷、金井両部会長を中心に、基本計画の政策・施策の体系案を取りまとめていただいた。両部会長をはじめ各委員にこの場をお借りし、感謝を申し上げたい。それでは、本日の議事に入る。本日は「新基本計画の政策・施策の体系について」「財政フレームについて」「その他」と次第が上がっている。本日は議事の都合上、配布資料を一括して説明し、その後、部会案の審議から開始する。それでは部会ごとに部会長から説明をお願いする。まず、第1部会の金井部会長お願いします。

金井部会長： 部会の審議においては、つたない運営でありながら各委員の協力を得られたことにこの場を借りてもう一度感謝申し上げます。それでは資料11-1-1に基づき、第1部会での基本計画部会案の審議過程、主な論点について説明する。まず部会の審議過程であるが、当初は3回の予定であったが、活発な議論がなされたこともあり、合計で5回の開催となった。議事運営の不手際もあったが、かえって活発な議論がなされたと考えている。また、各審議においても、夜遅くまで協力を得られ、審議を深められたのではないかと考えている。審議項目は、各項目の事務局案を順次説明し、審議をおこない、最終的に委員から修正意見があれば、文書という形で修正案を提出していただき、それらについても最終回において合意を得る努力を重ねた次第である。しかし、ただ1つ、部会として仕切れなかった項目がある。資料11-1-1に記載している通り、「(1)協働と共創による地域社会の実現」のうち、「様々な主体とのパートナーシップの形成」及び「協働による地域管理」については、全体会で扱う共通課題と重複する部分もあるため、部会案としての合意には至っていないことを了承いただきたい。以上がおおまかな審議経過である。次に審議状況、主な論点についてであるが、様々な意見が出たため、合意形成が危ぶまれる場面もあった。ここには記載しきれない程の多数の意見、修正案、再修正案があるため、そのうちのいくつかを主な論点の例として紹介する。1つ目は、区立保育所の民営化についてであるが、ここでは部会案

を資料の通りにまとめたが、そのプロセスにおいては、これが保育園の民営化や認証保育所の誘致など、これまで行ってきた区の保育水準を下げる方向という意味であれば反対であるとの意見もいただき、それも踏まえ部会案としてまとめた。2つ目は、「社会」と記載すべきか、「国家・郷土」と記載すべきかについてであるが、部会案では最終的には、「将来の社会を担う大切な子どもたちを、」という形で様々な意味を含み込んだうえでまとめた次第である。3つ目は、地域における教育について、「豊かな心を育む」をむしろ「豊かな公共心を育む」としたほうがよいのではないかという意見をいただいたが、他方で、かえって公共心という語句では対象が狭いのではないかという意見も出た。これらを含み最終的に当部会案に落ち着いた次第である。4つ目であるが、「(4)協働による地域管理について」は、部会案ではないため、当資料はその意味では不正確である。これは事務局案ではないかと思われるが、これについてはさらに全体会で議論の場があるのではないか。部会においては、「協働による地域管理」という概念があるが、これ自体が適切な概念ではないという根本的な疑義も出され、部会自体としては意見を集約するに至っていない。「協働」という概念がある意味では、区の責任範囲の縮小という意味にもなりかねず、再考が必要であるとの意見が出されている。それ以外にも様々な意見が出たが、それらについてはここにはまとめられてはいないが、とりあえず第1部会での審議経過と主な審議状況についての説明は以上である。

森田会長： それでは、内容について、事務局よりお願いします。

事務局： <資料 11-1-2 に基づき説明>

森田会長： それでは続いて、渋谷部会長より第2部会の報告をお願いします。

渋谷部会長： 第2部会に関して報告する。資料は11-2-1になるが、当資料の審議項目のうち5が2つあるが、2つ目の5は6に修正していただきたい。第2部会に関しても当初は3回の開催予定であったが、私の議論のさばき方に不手際があり倍の6回を費やしてしまったことをお詫びしたい。第2部会では、第1回にH委員、第6回にQ委員と第1部会の委員も出席していただいた。議論としては様々な意見を自然に集約するという形で部会案を作成した。若干意見が分かれた部分もあるが、際だった対立はなく部会案としてまとまっていると考えている。第2部会の部会案は非常に分量が多く、第1部会の部会案が7ページであるのに対し、第2部会は15ページとなっているため、全体像が見えにくい傾向もある。議論が錯綜する部分もあったが、最終回においては、重複箇所など、一応の整理はつけたと考えている。審議状況については資料11-2-1に記載しているが、これは事務局案の項目にあわせたものではなく、部会全体に流れるトーン、議論のニュアンスといった部分の論点が

記載されている。将来の豊島区の人口に対してどういう像を描くかに関して全体にわたり議論がなされた。また、特に池袋は豊島区を中心であることから、池袋をどうするかについても活発に議論された。主に第2部会は、環境や交通、災害といったハード的な側面が中心になっているが、その中でも主役は人間であるので、人間として住みやすい、暮らしやすいまちづくりはどうあるべきかといった議論がウエイトを占めたと私は考えている。3点目の文化に関しては、最終回で意見が交わされ、「文化」はよくわかるが、「文化」とはそもそも何であるかという議論も出された。最終的にはそういった定義をしても仕方がないということで、一応この部会案で取りまとめた次第である。最後に、部会の進め方自体に関しては、各委員に自由に発言していただき、意見の収束を待つといったスタンスで審議したため、時間を費やしてしまったことをお詫びしたい。

森田会長： それでは、事務局より案の説明をお願いします。

事務局： <資料 11-2-2 に基づき説明>

森田会長： それでは続いて、財政フレームについて事務局より説明をお願いします。

財政課長： <資料 11-3 に基づき説明>

森田会長： それでは続いて、それぞれの部会、そして財政フレームについて審議に入る。それぞれの部会長より報告があったが、当部会案はかなりの回数をかけ、慎重に審議をされてきた結果であると考えている。本日の報告に基づき、これから審議をいただき、全体会として部会案を決定し、次のステップに入っていく手順である。所属部会以外の案に対しては、各委員からの様々な意見が想定されるが、本過程は大変重要であるので、本日に限らず、審議が十分に深められるよう次回も必要であれば審議していただく。それを経て、最終的に決定する。それでは第1部会の部会案について、質問・意見等があれば発言をいただきたい。

H委員： 質問であるが、第1部会の部会案において、部会で検討し、字句の訂正などを行ったものが反映されていないのはなぜか。例えば、資料 11-1-2 の5ページ「(4) 学校における教育」において「将来の社会を担う」の後に、修正案として、「基礎学力の充実と向上」を挿入することを提案した。その後の部会で承認されたと認識しているが、それが反映されていない。「安全」の項目などは修正案が反映されているが、この大事な点については抜けている。部会の決定事項を反映させない形で発表された意図を伺いたい。

事務局： 「学校における教育」については、N委員、H委員より修正案の提案があった。部会では両委員の修正案については施策レベルで反映をさせていくということとなり、「学校における教育」の政策の表現については部会案として当初の事務局案で合意をいただいている。

- H委員： 私はそのように記憶していない。ここは柱立てにおいて非常に重大な部分である。部会において了承されたと考えているが、「基礎学力の充実と向上」という字句をぜひ挿入していただきたい。
- 森田会長： この点について部会長より見解をいただきたい。
- 金井部会長： 当時の資料は手元にないが、もし部会で合意されたものが反映されていないということであれば委員の指摘通り大変な問題である。現在の事実認識としては、事務局は合意の通りであるとの認識であり、H委員は合意の通りではないということによいか。これについては資料を確認し、何が合意されたのかについて議事録等も含め確認する必要がある。この場では即断できないので、事実関係を確認する時間をいただきたい。
- 森田会長： それでは調べていただきたい。それでは他に意見はあるか。
- Q委員： 私も納得していない部分がある。2ページ「(2) 高齢者・障害者の自立支援」において、冒頭が「社会福祉基礎構造改革により」となっているが、これを削除していただきたい。理念として事務局が挿入したいという意見はいただいたが、私は認められないと最後まで主張したと記憶している。また、H委員が部会において指摘した「中高生」についての項目も抜けている。当時は、字句を盛り込む場所の座りが悪いが、大事な指摘であるので、とりあえず案のどこかに盛り込むことになったと記憶をしている。
- 森田会長： 先程、H委員が指摘された箇所のことか。
- Q委員： それとは異なる場所である。
- H委員： 子どもの権利条約において、「子ども」の対象が18歳までと示されたにもかかわらず、権利条約には、後期中等教育にかかわる青少年ケアに対する施策が不十分であると指摘した。特に、NHKでも連続して取り上げられた「引きこもり」の問題である。これについては保護者が大変な苦勞をしている。この苦勞をサポートする相談のシステムを構築するべきではないか。この項目を盛り込む適切な場所は見つからなかったが、仮にどこかに盛り込んでおくということであったが、これも抜けている。これでは何のために部会をやって決議をとってきたかわからない。もし抜くのであれば、抜いた理由を発表時に説明していただきたい。
- 事務局： 2ページの「(2) 高齢者・障害者の自立支援」であるが、確かに部会でQ委員から先程と同様の発言があったことは事実である。しかし、これについては、審議の過程において事務局から再修正案を提出し、当初事務局案にあった「施設偏重の考え方から」との表現を冒頭から削除するということが合意がなされたと理解している。なお、本日の部会案を作成するにあたっては、議事録を精査した上で、最終的に部会長が取りまとめをおこなったものをまとめ、本日の資料としている。また、「子どもの権利保障」の「安全な生

活の保障」におけるH委員の指摘であるが、確かに修正案も提出されているが、これについては、「(2)子育て環境の充実」の「総合相談体制の推進」の中に盛り込まれているという事務局の説明により、合意をいただいていると理解している。

森田会長： 部会長からコメントをお願いしたい。

金井部会長： 今回の議論で最も問題になっているのは、「何が合意されていたのか」という認識の違いであるが、これは議事録ベースで確認していくという作業を最終的にはする必要はある。しかし、修正案を含んだ部会案の審議が最終回にすべて行われたこともあり、委員及び事務局の間に理解の齟齬が発生したことを部会長として大変責任を感じている。なお、部会の審議においては、議事録に残される様々な発言を含め、合意形成していくという作業で進んでいるため、仮に文言が部会案に盛り込まれないとしても、様々な意見を含んだ形で合意されているととりあえず理解したのではないか。例えば、事務局案をそのまま部会案として合意した場合でも、その審議過程での意見は含まれている。H委員やQ委員が指摘された点も踏まえた上で考案していると理解している。

N委員： 私は第1部会所属であり、私の意見も活字では採用されていないが、金井部会長より、その意見は組み込んだ上での案であるとの言葉をいただいているので、私も金井部会長の認識と一致している。

Q委員： 時間的な制約があったことから、最終案の文言を逐一確認せずに事務局にまかせてしまった。11月27日全体会が予定されていた朝に、部会案の資料をいただいたが、部会での審議が反映されていない部分が散見されたので、一部については指摘をした。他の点については、全体会で発言するしかないと考えていた。今回の第1部会の部会案については、各委員が逐一確認をした上で完成しているものではないことを理解していただくしかない。

H委員： 部会のニュアンスは、このように文章になると消えてしまう。含まれていると我々が認識しても一般の人は誰もそのニュアンスを把握することはできない。やはりきちんと文章化する部分は文章化しておく必要がある。私は事務局の指示通り、文章の訂正案を事務局へ提出し、そしてそれを部会で検討し、当修正案について異議はなかったと記憶している。この案については施策レベルで行うと言われても、政策に出てこなければ、施策の中で具体化していくかどうかは非常に不明確にある。基本構想として出す場合に、基本の立場を明確に記すべきである。

事務局： 本日の配付資料は、先程も申し上げた通り、部会での議事録を確認した上で取りまとめている。また、部会長からも発言があったように、表現としては盛り込まれていないが、委員より出された修正案については、今後もそれら

を含んでいるという理解のもとで施策レベルに蓄積していくという形で合意をいただいていると理解していただきたい。

H委員： これは重大なことである。これは本当に基本構想の基本にかかわる部分であり、安易に妥協はできない。では「基礎学力の充実と向上」については、どこに含まれていると認識すればよいのか、明確にしていきたい。

事務局： 只今、議事録を確認している。

H委員： 議事録について申し上げているのではない。具体的にこの部会案のどこに含まれているのかを伺っているのである。勝手に事務局で文案を作成するのであれば、部会での議論は意味がなくなってしまうのではないか。

事務局： 先程の繰り返しになるが、表現としては記載されていないが、H委員の修正意見の趣旨については各委員が理解した上で、当部会案で読み込むという合意がなされたと理解している。

H委員： それは違う。私が申し上げているのは、各委員の理解があるかどうかということではない。基本計画は区民に示すものであるが、そこに記載されていない内容が区民に理解されるのか。部会の中で理解されたとしても、それを文章化し、具体化しなければ区民には理解されない。基本計画に逐一部会でのニュアンスを含めていくのか。

金井部会長： 合意する方法として明文で合意をしていくことは当然であり、そのために修正意見を修正文として提出していただいている。そして、その修正意見に沿って文章を変更するのか、それとも原案を選択するのか、ある意味で二者択一的な議論を行ってきた訳である。ときには、第3の文言修正を各委員で考え、第3の案でまとめればその文言で修正するということもあった。文言を修正することについて合意がなされればよいが、そうならない場合もあったと記憶している。その場合の対応方法として、確かにニュアンス自体は文章としては伝わらないが、当審議会は区の附属機関であるので、区長に答申する際に、ニュアンスを含み込んで答申することとしている。この「基礎学力」の件についても、「基礎学力は非常に重要である」というH委員の指摘に対し、事務局側からも様々な意見をいただいたと記憶している。その上で教育指導要領等々、様々な視点から基礎学力についても含んだ上で当部会案の文言になっている訳であり、決して基礎学力を軽視するという意図ではない。部会においては、文部科学省が示す教育指導要領にもこの意図は含まれているという説明もいただき、教育指導要領に法的拘束力があるかどうかは別の議論として、当部会ではこれを是認し、かつ当然のものとした上で当部会案としている。H委員指摘の趣旨は的確であり、基礎学力の重視は当然含み込んでいる。この点について、文言として何があるのかといわれれば、教育指導要領を含めて、学校である以上はそういうことを当然行っていくとい

う理解ではないか。それにプラスする形での文言として、当部会案を決定したと記憶している。この点について理解が違うとすれば、確かに部会運営としては大変重要な問題ではある。

Q委員： 資料 11-1-1 に議論の経過が正確に記載されていないことが問題なのではないか。この資料の「主な論点等」に部会での経過が正確に記載されていれば、伝えられる部分もあるのではないか。この資料を改めて見ると、記載されている内容と私の意見が異なる部分がある。「(4)協働による地域管理について」の項目では、私は記載されている意見の他に、違うことも提案したと記憶している。先程の「社会福祉基礎構造改革」の部分も大きな論点であり、H委員が指摘した学力の問題も大きな論点であり、これらの議論の経過が記載されていないことは、この資料が不十分であると言わざるを得ないのではないか。さらに他の委員の発言もあるはずなので、そういった抜けている部分もあるという前提で当部会案について各委員の意見を伺うということではいかがか。第1部会の委員である私が提案するのは恐縮であるが。

森田会長： 私から一言指摘させていただく。第1部会の部会案が報告されたのであるから、第2部会の委員から意見をいただき、それについて議論し、全体会案としてまとめていくというのが本来のあり方であるが、第1部会内での議論が活発になされている状況である。なお、最終的には第2部会の案も含め、どういう形で決めるかについては再度決定をいただくので、第1部会で残されている論点についてはそのまま論点として、ここで議論されても差し支えはない。しかしながら、すべて議論し直すということになると大変時間がかかってしまうので、資料 11-1-1 には、まだ決着がついていないことについて部会案という形で論点が挙げられており、ペンディングになっている「3多様なコミュニティのあるまち」についても指摘がされているので、そこを重点的に全体会で議論いただくのが筋ではないか。しかしながら、第1部会の中でも本日の第1部会の資料に異議のある委員がいる。ここからは議長の立場を外れて個人的な見解を申し上げるが、修正意見がなされたのに対し、それでなぜいけないのかという反対意見が何なのかということが今ひとつ把握できない部分がある。その辺りも含め、第1部会の委員でまだ発言のない委員に少し議論していただき、その後は第2部会の委員も含めて議論いただきたい。また議長の立場に戻るが、そういう意味で第1部会の他の委員から意見はあるか。

L委員： 学校教育の部分については、「基礎学力などの向上を目指し」という文言を挿入するという修正意見に関しては、目的が学力の向上になるということであれば、それは発達障害児をもっている家族等のさまざまな理解を得なければならなくなる。もちろん新指導要領を十分理解されている区民には問題は

ないと考えられるが、「学力」は道具・手段であり、人を育てることが学校教育の本来の目的と考えたため、私はその文言を「目指し」という形で盛り込むことは避けてほしいと申し上げた。その後、様々な意見が各委員から出たことと、区からの説明もあり、区の考え方にも納得したので、この点に関して私はそれ以上の意見を申し上げていない。了承しているか、していないかという意味では了承はしている。

M委員： 私は第2部会の委員であるが、第2部会の部会案はすべてを確認した訳ではないが、全委員で合意をされた部分が比較的反映されている。部会長は修正する文章を「これでよろしいですか」と確認を相当されていたので、しっかり反映されているのではないかというのが私の認識である。第1部会においても確認はされていると思うが、全体会において、第1部会内で議論が発生するという事は、こういった経緯で確認をしているのか甚だ疑問である。

森田会長： 金井部会長から補足はあるか。

金井部会長： こういう文言でどうかという確認をするのではなく、様々な意見が出た後に、ある修正案ではっきりとまとまらない場合は、様々な意見を踏まえた上でとりあえず事務局案で合意するという形での処理であったと記憶している。

H委員： それは違う。先程の件であるが、部会において私が発言した後、L委員から先程と同様の発言がされたのを私も記憶している。その後に指導室長から「学力の定義」について、「学力とは、算数の成績を上げるといった類のことだけではなく、生きていく力を身につけることである。」との説明があった。それは文部科学省の考え方として「生きる力を身につけることが学力を向上させることだ」という説明があり、知的障害のある子どもに対する教育のあり方、方法まで指導室長から細かい事例が提供され、それをL委員も了承されたのではないか。この経過から、私は修正意見が反映されるものであると認識していた。修正意見に対して誰からも基礎学力の充実や向上は不要であるという意見はなく、また学力の向上がすべて学校教育の目標であるとも全く言っておらず、これは「創造性に富む」と並列のことである。当然人間性の陶冶は非常に大事なことであるが、人間性の陶冶は必ずしも学校教育だけの問題ではない。それを謳うのであれば学校教育の中の1つの側面である「生きる力」を与えていくという学力の向上は当然記載されるべきである。これについては指導室長からの説明があり、了承されたと認識している。したがって、この修正意見が反映されていないことが私は理解できない。

森田会長： わかりました。政策経営部長の手が先程挙がっていたので意見をお願いしたい。

政策経営部長： 事実関係だけ申し上げますと、確かにH委員、L委員、N委員から只今の議

論について部会においても発言されている。最終的に部会長から「議論の修正案も袋小路に入って難しい。基礎学力については学習指導要領にも入っていることは当然であり、施策レベルで部会として監視を続けていく。」また、社会についてのことも指摘されており、「それで今までの議論から細かい施策レベルで今後は見ていくということで原案を部会案とすることではどうかという印象を持つがいかがか」と提案されている。これをみて、事務局は部会長がこの発言でまとめたを受けとめた。事務局の受けとめ方は、議事録を反映した形で受けとめ方であり、各委員の認識と若干ずれがあったのかもしれないが、それ以上にこの項目は、すんなり決まったことではない、了承されたものではないということ部会長が全体会で報告するという話になっていたので、その点が抜けおちていたという点は否めない。事務局の手落ちである。これについてはお詫びする。この続きは全体会で審議していきたいと考えている。

事務局： 本日の修正案の取り扱いについて各委員から指摘を受けた箇所については、本日はペンディングさせていただき、次回、原案と各委員から提出された修正案を並記し、かつ議事録等の取り扱いも1つのペーパーにまとめ、その資料を基に再度審議を賜りたい。

森田会長： 事務局より提案があったが、この扱いについて意見はあるか。私自身は本日指摘された幾つかの修正箇所については、提案された通り、比較表を作成し確認していただきたい。それを次回にきちんと審議するというところでどうか。それでは、他にも同様の箇所がないか確認していただきたい。ただし、修正箇所によっては他の箇所に影響を及ぼすものもあるので、その意味では、異論がないところも確認させていただくが、最終的に全体会案を決定確認するのは、修正事項が全て終了した後としたい。議長からの提案をさせていただくが、この取り扱い方法でよいか。それでは、最初の資料の11-1-1、12-1-1に挙がっているものも含めてですが異論があったところを確認していただきたい。次回は意見が出たところについて、対比表と議事録を基に審議する。あまり長い議事録をつけるのも適切ではないので、議事録のサマリーについて確認ができるような資料を作成していただきたい。それでは、第2部会の委員に修正すべき点についての意見を伺いたい。

Q委員： 「社会福祉基礎構造改革」について私は最後まで削除を主張したつもりであるが、この意見についてもまとめていただきたい。それからもう1点は、H委員の指摘した後期中等教育について盛り込むという点であるが、とりあえず原案で出してもう少し論議を継続すると決定したのか、それともどこかに仮に盛り込むことに決定したのかを確認していただきたい。最後の確認が若干中途半端であったと記憶している。他にも高齢者の部分や地域の福祉コミ

ユニティの部分では様々な意見がなされ、部会ではこれらについて事務局で再度考え、まとめ直すということになったはずである。しかし、最終日に提出された修正案は原案と変わっていなかった。その点についても指摘をしたが、ここに文言は記載されていないが全て組み込まれているという意見を事務局よりいただいた。具体化していくなかで、今後様々な検討を行っていくというニュアンスでまとめた記憶がある。

森田会長： あとは資料のリストに挙がっている部分である。これらについては、それぞれに伴う意見があったことと、文言については「社会」と「国家・郷土」、「心」と「公共心」といったところをどのようにするかという点であり、これはある意味で選択の問題であるが、幾つか残っているということである。

Q委員： 付け加えておくが、「協働による地域管理」の問題について、私はこの項目を削除するように修正案を提出している。それはいわゆる地域コミュニティの協働やパートナーシップを論議する中で、本当にこの概念がいいのかについてもう少し突き詰めて考えていく必要があるという指摘である。私が削除を提案したのは、今後の地域コミュニティを考えていくにあたって、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入された件などがあるので、それについて私は修正案を提出している。確かに民営化は既に実施されているが、指定管理者制度的についても検討が必要であるという指摘を区立保育園の民営化等についての項目で主張した。さらに補足すると、資料 11-1-1 の「(2) 子育て環境の充実」の「サービス提供システムの整備」は、当初「再構築」という文言が事務局案であった。しかし、「再構築」とするとこれまでの仕組みを一度壊してしまうことになるのでそれに対して私は反対をした。これまで私立保育園、民間の保育園、公立保育園が様々な形で充実させてきた仕組みを全てなくしてしまうのはおかしいということから、各委員が「整備」に修正することで合意した。この点についてもすごく簡単に書いてあるが、もう少し様々な意見があったはずなのでしっかりと記載していただきたい。民間を全く否定するという意図ではないので、無認可保育園のやってきたもの、社会福祉法人がやってきたもの、そういうものは重要だと主張したつもりである。

森田会長： それは意見として賜わるということではどうか。それでは、修正箇所であるが、「こういう趣旨をどこかに書いてほしい」といった意見では、すでに部会案が作成されている段階では、それぞれについて審議している余裕がない。具体的にどこにどういう形で盛り込むかについての提案を事務局へ文書で提出していただき、それをそのまま次回の資料として提示していただくこととする。それに基づき議論をするということにさせていただきたい。よろしいか。従って、これまで指摘された点を含め、論点を整理したうえで、第1部

会長、事務局は、問題になっている箇所に漏れはないかを委員に確認をとっていただいた後に、全体会に資料として提出していただきたい。新たな追加の修正も全く不可能ということではないが、やはり効率的に審議を進めるためには相応しくないと考えている。それからもう1点は、私からのお願いである。現在審議しているのは基本計画であり、長期にわたり豊島区が何をするか、すべきかについて作成するものである。これから1年後、2年後はともかくとしても、5年後は何が起こるかわからない。様々な時代に対応できるような骨太の計画を作成するという意味であるので、若干表現が抽象的であっても様々な要素が読み込めるという形で表現することが相応しい。あまり具体的なことを記載してしまうと将来に対して大きな拘束になりかねないので、その点を念頭に置いて議論していただくよう、議長権限で申し上げておく。それでは第1部会案については、第2部会の委員から他に意見はあるか。こういう経緯になったので、第1部会、第2部会のすり合わせ等についても事務局に確認していただきたい。確認した上で最終的に了承を得ることが望ましいが、それでよろしいか。

○委員： それでは、第1部会の部会案はもう一度確認した後、再度審議するという意味か。

森田会長： それを今から確認させていただく。どの部分について論点が残っているのか、それ以外の部分については一応了承をいただいているのか。

○委員： 事務局でということか。

森田会長： 今この場においてである。

○委員： 第2部会に参加した者が本日の議論を聞いていると、第1部会での議論が反映されていないことはよくわかったが、第1部会の議論を聞いていないので、断片的なフレーズがわかりにくい。H委員の指摘で「基礎学力の充実」を盛り込みたいということはよくわかったが、それ以外の指摘については断片的なフレーズしかわからないので、議論の主旨がつかめない。ここで再度個別に議論をするのであれば、個別に議論の経緯を紹介していただかないと論がかみ合わないのではないか。そういう意味で、むしろ第1部会の当部会案をベースにして議論すればいいのではないか。もちろん個別に確認していただき修正案を出していただいても構わないが。

森田会長： そのこと自体は否定しないが、文言の議論まで遡り、第1部会の審議を再度行うという趣旨か。

○委員： そうではなく、第1部会の部会案をもう一度確認するのであれば、それを待って議論することは構わないが、それよりも、例えばH委員指摘の「基礎学力の充実」についてであれば、その部分だけを取り上げて今ここで議論しても良いのではないか。

- 森田会長： その進め方も可能ではあるが、本日は全体会として、第2部会の部会案についても審議をいただきたい。それによって全体を鳥瞰しながら、次回両部会案を合わせた形できちんと整理する。そうでないと、第1部会と第2部会が統一されずに決定してしまうということになりかねない。時間の都合もあるので、今回は一応争点・論点を挙げ、第2部会の部会案についても第1部会の委員から意見をいただきたいと考えている。
- H委員： 先程私が指摘した「学力」についての修正は私だけの意見ということではない。この点は部会で承認されたと認識しているので意見を申し上げているのである。部会長とは認識が正反対である。部会での議論では、私の修正案に対し、L委員から1つの意見が出たが、その後の指導室長の説明により、L委員も了承したのではないか。そういう経過であったので、修正案が反映されていないのはなぜかを伺っているのである。自分の意見が記載されていないから申し上げている訳ではない。
- 森田会長： それは理解しているつもりである。従って、本来であれば、部会内での意見が統一されていないので、「破棄・差し戻し」として、もう一度第1部会で議論していただいてもよいが、論点はかなり出てきているので、もう一度整理した形で全体会で議論したほうがよいのではないかと考えた次第である。
- Q委員： その点と併せ、第2部会の委員に議論の内容を紹介するという意味でも資料化する必要がある。
- 森田会長： それでは確認させていただく。最初に問題になっているのは、資料 11-1-2 の2ページの「社会福祉基礎構造改革」について、この文言の修正意見が反映されていないというQ委員の意見である。その他は、教育関係の分野が多いが、「学校における教育」で指摘のあったように、「後期中等教育」、「基礎学力の充実・向上」の部分について、さらにその部分では「社会」という言葉についても、これはどの委員の意見かはわからないが、「国家・郷土」への修正意見が出ているが、まとまってないということでしょうか。
- 金井部会長： 先程N委員が発言されたように、私の理解では、基本的には様々な意見があったが了解いただき、まとまっていると認識している。私の認識と委員の認識とが若干ずれている部分があるが、部会案はあくまで部会案であるので、全体会でもう一度議論することは何ら差し支えはない。この点は様々な意見が出たが原案のまままとめたとは私は理解している。
- 森田会長： 第1部会の案について第2部会の委員から「ここはいかがなものか」という意見が出ることはきわめて健全であるが、第1部会内の委員から出ているのがやや不自然であるため申し上げている。この文言の部分については他の論点である「(5) 地域における教育」の「心」と「公共心」などと共に、どういうご意見があるのか、その意見の根拠は何かということ資料として整

理していただきたい。さらにその整理で意見を述べた委員が納得するかどうかも併せて確認していただきたい。最後に「(4) 協働による地域管理」であるが、これは部会案にも備考欄に注意書きが記載されており、部会の合意は得られていないということであるが、この点が先程Q委員が指摘した部分か。

Q委員： そうである。もう少し違う修正案を提出しているのも、もし記載していただけるのであれば、資料 11-1-1 の(意見等)の部分に記載をお願いをしたい。

森田会長： 先程の発言であると、異論はあったが一応了承したと受けとめることのできる発言であったが。

金井部会長： この部分は最初に事務局から説明があったように、部会案としてまとめている。つまり、資料 11-1-2 の6ページの3-(1)- と、次項の は事務局案のまま部会案ではない。それ以外は部会案であるというのが私の理解である。

森田会長： 了解した。これ以外に付け加える部分は、5ページの「(4) 学校教育における教育」と2ページの「高齢者・障害者の自立支援」の部分でよいか。これについては、事務局が整理して資料を提出するというのでよいか。それでは時間も押しているのも、若干強行の審議であるが、第2部会の案に移る。第2部会の方で異論のある委員はいるか。

O委員： 異論はないが、気になった点の一つ。第1部会の部会案は、非常に簡潔に書いてある。しかし、第2部会で審議したときには前提として事務局案があったので、それをベースに様々な意見を加えていったため、第1部会と比較してみると、第2部会の文章の書き方はだいぶ異なっている。詳細を見てみると、第2部会案では前段で背景が説明されており、後段で方向性が記載されているため文章の雰囲気も異なっているようである。方向性だけを記載すれば、第1部会案と同様の簡潔な文章になると思われる。総じて第2部会の施策の方向の文章は背景を多く記載しているので、この点の調整を全体会で議論していただきたい。

森田会長： 部会長から意見はあるか。

渋谷部会長： 私も第1部会の内容がわからないが、第2部会としてはO委員から説明があったように、あまり抽象論で議論してもわかりにくいという意見があったので、なるべく問題の背景を明確にし、たとえ例であっても具体的な方向性を挙げていこうというスタンスで審議してきた。もちろんあまり具体的な案まで踏み込むと、それは今後のプロセスでの検討事項であるのである程度幅を持たせた記述になっており、全委員の合意をいただける表現にとどめた案になっている。

森田会長： 書き方が両方で異なっているのも、これをまた修正するという事は容易で

はない。一応審議上はこれをベースにして議論せざるを得ないと思われるが、最終的な表現については、例えば「てにをは」まで含めて修正するのであれば、新たに作業部会のようなもの立ち上げて実施しなければならない。この場で議論して1つ1つの文章を全て詰めていくことはとてもできない。考えられる対応としては、次回までに両部会長、事務局、あるいはその他の委員で文章の修正、例えば第1部会案に背景説明を加えるか、第2部会の背景説明を落とすなどの調整作業してみることが挙げられる。いずれにしても調整を行わなければ、基本計画の体裁が整わなくなってしまう。ここで一つ意見を伺いたいことがある。第2部会の内容について、背景説明などの表現や認識以外で、中身・方向性についての異議は第1部会の委員からあるか。

Q委員： 第2部会にオブザーバーとして参加した際に驚いたのは、1つはかなり具体的な背景も含め、方向性についても方向というよりは施策に近いくらい具体的な記述になっていることである。もう1つは、第1部会では福祉政策等であることもあり、豊島区全体でどこでもあてはまる施策について方向性を検討してきた。ところが、第2部会はまちづくりの政策ということであり、例えば池袋副都心や大塚の方向性など、かなり具体的な内容になっている。そしてさらに、具体的な施策も1つ1つ書いてある部分がある。一番目に付くのは、やはりLRTの問題である。部会では「LRTなどの検討」という記述に最終的には落ち着き、資料11-2-2の5ページでは、「池袋副都心を活性化し、副都心間の競争に対応するため」のくだりで「存在感のある街のシンボルとして最新鋭路面電車の導入などを検討し」と記載されている。これでは他の地域とのバランスがとれていない。また、政策に具体例を記載してしまうと、やはり具体的な施策レベルでの議論ではこれは既定の要件になってしまうのではないかと感じる。シンボルという記述はよいが、シンボルがLRTと具体化されることには疑問を感じる。LRTそのものに反対している訳ではないが、現在の計画では莫大な財政負担も想定されており、結局池袋、サンシャイン、あるいは雑司ヶ谷地区の話であり、本当にこれを実施すべきかということに関して私は反対である。はっきりいえば削除していただきたい。第1部会では具体的なものには踏み込まずに議論をしていたので第2部会でも同様の審議が行われていると考えていた。もう少し早い段階で事務局に両部会の調整をしていただきたかった。

森田会長： 第2部会の委員から今の指摘について意見はあるか。

O委員： 第2部会でも、LRTの話は大きな議論となった。特にI委員より提案があり、路面電車の導入を検討していることをアピールする文章を載せるかどうかについて議論が行われた。Q委員はLRTについて、今すぐシンボルとして池袋に建設するのは反対であるとの意見であったが、その点は第2部会でも注

意して文章を作成したはずである。「LRT の導入などを検討する」ということであるので、これは賛否両論を含んだ話題として取り上げていくという意味である。

M委員： LRTについては当初事務局案では、「LRTを導入し」というニュアンスの文章であった。まだ議会でも諮られておらず、あくまでもプランである事業についての記述としては具体的すぎるとの意見が私を含めて数人の委員から出され、最終的には「などを検討し」という表現で落ち着かせることになった。確かに1つの具体的な事例を挙げることには批判意見があることも理解しているが、第2部会としては、やはり1つ1つ具体的な施策まである程度想定して話をしなければ、イメージがわからないという共通認識で全体的には審議されたと感じている。

森田会長： 他の委員から意見はあるか。

J委員： 第1部会のQ委員がオブザーバーとして削除することを提案したが、第2部会ではこの程度の文言であれば記載してもいいのではないかという意見で落ち着いたと理解している。一方、私の記憶にないのは、8ページの「公共機関の整備」で「バス増便を関係機関に要請します」と記載されているが私の記憶ではここまで踏み込んだ記憶はない。

事務局： 指摘の点については、部会に提出をした事務局当初案のままである。

渋谷部会長： 議論が出なかったので、原案どおりでよいという理解である。私も議論した記憶はない。

森田会長： 他の論点はいかがか。よろしいか。ここで事務局に確認をしたい。今後の基本計画をまとめるまでの手続・スケジュールとそれに伴う作業についてもう一度説明していただきたい。

事務局： 今後の基本計画策定の取り組みであるが、次回の全体会は主に第1部会の修正意見等の取りまとめをしたものについて再度審議する。これと同時に、次回には現在区で進めている公共施設の再構築についても説明をさせていただく。公共施設の再構築に関しては、現在地域に説明会等を行っており、この件は今後の基本計画に大きく影響する部分であるので、次回の審議会でその内容について説明をさせていただく。さらに、基本計画の構成についても事務局から一定の考え方を提示させていただき審議をいただく予定である。この部会案が全体会において、最終的に審議会案として取りまとめられると、再度部会の検討に戻り、そこで今後の施策あるいは施策にぶら下がる基本計画の計画事業について審議をいただく。計画事業のピックアップ、また場合によっては計画事業の当初5年間の事業費のトータルを事務局から提示し、審議をしていただくということも想定している。先程申し上げた基本計画の構成であるが、現在は基本構想の分野別体系に沿って審議をしていただい

いるが、事務局としては今後、基本計画の計画期間内に区が優先的に実施をすべきもの、あるいは分野をまたがる大きなプロジェクトについては、これはあくまでも仮称であるが、「(仮称)豊島戦略プラン」をとりまとめたいと考えている。おおむねその豊島戦略プランを見れば、今後の区の方向性がわかるものとして取りまとめたいと考えているので、その豊島戦略プランの取り扱い、あるいは何を盛り込んでいくのかについて審議をいただき、最終的に基本計画の素案をおおむね5月ぐらいに取りまとめ、その後にその素案に対してパブリックコメントを行い、そこでの意見とその意見に対する区の考え方を審議会に諮り、最終的に基本計画案として取りまとめ、答申をするという流れを考えている。

森田会長： 今の説明で私も改めて理解したが、いずれにしても今回の部会案はあくまでも原案であり、文言の細かい表現よりも、どういう内容をどういう方向で盛り込むかの確認が重要な作業である。従って、先程申し上げた点、両部会の部会案のすり合わせの点についても、あまり細かいところよりも、どういうことをどういうふうに盛り込むか、どういう内容を書き込むかが重要である。事実上、その後ぶら下がる施策を考えて、それにかかる経費も計算した上で取捨選択の話になっていく。先程の財政フレームを見ると、将来的にかなり厳しい予測がされており、さらに取捨選択をせざるを得ない可能性もある。そういう観点から考えると、優先順位もある程度考えていく必要がある。そういうことを盛り込んだ形でまとまったところで初めて草案という形で書いていくということになる。そのため、この段階でどういう要素を書くかということについては、あまり固めてしまうよりも少し弾力的に扱っていったほうがよい。あまり弾力的すぎると、固まらないので、固めるところから固めていくということで審議をいただいている。同様に次回も揉んでいただくことになるが、お互いに他の部会については、どういう点が疑問なのか、所属部会との間でどういう整合性を持つのかについて、一応体系に沿って切り分けているが、その辺りについても検討いただきたい。

Q委員： 部会の論議のときに、がっちり固めるのではなくおおまかな方向性ということで第1部会はまとめてきた。第2部会についても検討の結果、導入はできないとなれば、施策の方向からも削除しなければならない。やはり基本的には第1部会、第2部会とも同じようなバランスでやることになるかと私は理解しているので、そうであれば結構である。

森田会長： 他の委員はよろしいか。事務局も理解されたか。そういう意味では、あまり細かい文言よりもここに何を書くべきなのか、書くべきでないのかということの確認を中心にし、背景説明をどのくらい丁寧にやるかといった類は今後修正の可能性を残しておきたい。もう一度、施策レベルまでおりた議論で

の見直しもあるということであるが、何でもあり得るという前提になってしまふと審議が進まなくなることも確かであるので、そこは臨機応変にやらざるを得ない。一応それぞれの部会で労力をかけて議論された結果まとまった案であるので、これはきちんと固めていくという形にしていきたい。予定の時間を過ぎているが、最後の部分は審議ということではないが、財政フレームについてかなり詳細な報告がなされたので、これについて質問等があればお願いしたい。これは施策の段階で考えていく上では前提として知っておくべき情報である。

G委員： 8ページの下段であるが、年少人口が減少しているのに、児童福祉費が減少していない原因はなぜか。例えば、保育園の入園希望者が増えている、あるいは学童保育の費用がかさんでいる等の理由ととらえて良いのか。

財政課長： 実際、児童の数は減少しているが、児童に対する施策として一番わかりやすいのは児童館・保育園といった施設運営であるが、これらは児童数の増減に関係せず、基本的な管理運営費、ランニングコストは発生する。そういう意味でほぼ横ばいとなっている。

Q委員： 私も8ページの資料に関してであるが、ここでは老年人口指数、年少人口指数など指数が使用されている。高齢化社会ではこの算出方法では、急激に増えて急激に減っているという傾向として出てしまうのではないか。もう1回資料を作成していただきたいのであるが、子どもの数、あるいはお年寄りの数を実数として記載していただきたい。また、その目盛りも例えば10を基準にとるのか、100を基準にとるのかによって見え方はだいぶ違ってくる。こういうグラフの見せ方は正当ではない。子どもがものすごく減っているように見える。この15年間でここまでは減ってないのではないか。

財政課長： 次回までに資料を用意する。いわゆる全人口に対する子どもの数、全人口に対する65歳以上の比率ということでもよろしいか。

Q委員： そうではなく、実数を記載していただきたい。子どもは減っているのになぜ費用が減少しないのかといった疑問もこのグラフの見え方によって発生してしまっているので、実数のグラフも併記していただきたい。

財政課長： 実数と比率とあわせて記載する。

Q委員： もう一つは、去年の財政収支見通しでは、平成16年度は51億9,000万円の不足と想定していたが、今年度は72億9,400万円の不足となっているがこの理由は何か。

財政課長： 資料11-3の1ページには、一番右端の列においてそれぞれの表則の項目ごとの前年との差額が記載されている。そこをみると歳入合計が12億9,000万円減っている。最も減少した項目は財政調整交付金で17億円ほどの減少になっている。逆に歳出では投資的経費が23億円増加している。

- Q委員： 財政調整交付金は東京都から支払われる資金であるが、それが大幅に減少しているということか。また、投資的経費の中身についてはなぜ増加したのかについて資料にさせていただかなければわかりにくい。まず来年度までについて今の2点の資料を用意していただきたい。この先10年間を検討するためには必要であるので作成をお願いしたい。
- 財政課長： 投資的経費の中身については、事業費の精査、この1年間で緊急的に必要となった事業等について、可能な限りわかる資料を用意したい。
- 森田会長： 財政調整交付金、地方特例交付金など、基本的に税収減が都税に影響しているので、東京都税についても数字があれば資料をお願いしたい。
- H委員： この見通しでは、欠損が何年度も先々まで続くとされている。この度、ワンルームマンション税、放置自転車対策推進税などが可決されたが、放置自転車のことで仮に交通機関が課税に応じたとしても放置自転車の対策費は7億円であり、税収は2億円と見積もられている。これでは現実的にはとても追いつかない。何か他に区が一般財源の税収を増やす意図、方法、計画はあるのか。それとも完全な赤字団体として継続していくのか。
- 政策経営部長： 今度公共施設の再構築の案を示すが、その中で学校の統合、出張所の廃止など近年、様々な施設を縮小させてきている。これらの施設跡地を資産活用するなども含め考えていきたい。これについては後日、説明をさせていただく。また、歳入についても努力をしていく。
- 森田会長： 財政に深く立ち入った話は計画とは離れるが、その認識はこれから基本計画を考えていくときに大変重要な前提になるのでよろしくをお願いしたい。
- H委員： 今の計画でいつも疑問に思うことは、学校の統廃合が常に前面に出ていることである。跡地の土地を売却、あるいは貸与するという形になると考えられるが、学校の数減らすということは豊島区の政策と大きな矛盾が生じる。学校の減少は子育て家族を豊島区に吸引できないことを意味する。とすれば、ワンルームマンションが必然的に増えることを意味するが、これは区政の方向と矛盾が生じる。この矛盾をどのように区は克服しようとしているのかを後日でよいので示していただきたい。例えば文京区では、学校の統廃合はない。しかも今度は土曜日の午前中、学校の授業を実施しようという大胆な方向も打ち出している。この施策の善し悪しはわからないが、何かしなければ縮小の一途をたどってしまう。財政健全化は大事であるが、それが学校の統廃合に集中化し、それがあまり強調されると、区が打ち出したワンルームマンションに税金をかけるという意図と矛盾が発生するのではないか。この懸念に対しても、具体的に示していただきたい。
- 政策経営部長： 教育長から答えるべきかもしれないが、学校の統廃合は現在進行であるが、小学校23校、中学校8校でこれ以上統廃合せず、現在進行しているもので

一応ピリオドを打つ。今後はその中身の充実を図っていきたい。

T委員： H委員の考えと異なるかもしれないが、学校の統合についてはやはり子どもたちの一定の教育環境を考慮すると、子どもたちの数を一定の学校規模に持っていくということも大事であり、豊島区は統合を進めてきた。指摘されたように学校の統合は数の面だけではなく、子どもたちの通学の面も考慮しなければならないが、特に小学校・中学校の数としては大体豊島区の現状からすると適正規模であると考えている。一方で学校教育の内容の充実、魅力づくりということで保護者と、学識経験者等とともに豊島区の学校教育のこれからを考える会議を立ち上げている。そこでも具体的な案が出てきている。また、豊島区教育委員会でも学校の教育の充実・魅力づくりについて、あわせて進めているので、豊島区で子育てをしよう、学校に行かせようという過程をぜひ増やしていきたいと考えている。

H委員： ぜひお願いします。

森田会長： 時間がオーバーしているので、この辺で審議を終了する。それでは最後に、事務局から連絡事項がある。

事務局： 次回の審議会の開催の予定であるが、年明け1月22日（木）の午後6時30分を予定している。また、開催通知等については、各委員に郵送で通知させていただく。

森田会長： それでは長時間にわたり審議いただき、ありがとうございました。大変活発な審議がなされたと考えている。また次回も議論を続けていただきたいが、内容が修練していく方向で議論をしていただければ幸いである。それでは、これをもって本日の審議会は閉会とする。

閉会

| | |
|----------|---|
| 会議の結果 | ・ 継続審議 ・ 開催日程 平成16年1月22日（木）午後6時30分予定 |
| 提出された資料等 | 【配付資料】 11-1-1 基本計画・部会案について【第1部会】 11-1-2 基本構想審議会（第1部会） 政策・施策体系 部会案 11-2-1 基本計画・部会案について【第2部会】 11-2-2 基本構想審議会（第2部会） 政策・施策体系 部会案 11-3 豊島区の財政状況 |
| その他 | |